

## IV 用語の解説

### 1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### 2 経営組織

#### ・ 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

#### ・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社および会社以外の法人が該当する。

#### ・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社および外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

#### ・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

#### ・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

### 3 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額または販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

### 4 単独・本所・支所の別

#### ・ 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

#### ・ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

#### ・ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

## 5 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

- ・ 個人業主  
個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。  
なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。
- ・ 無給の家族従業者  
個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。  
家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」または「臨時雇用者」に含まれる。
- ・ 有給役員  
法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。  
重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。
- ・ 常用雇用者  
事業所に常時雇用されている人をいう。  
期間を定めずに雇用されている人または1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員  
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員以外  
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ・ 臨時雇用者  
常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいう。
- ・ 他への出向・派遣従業者  
従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

## 6 他からの出向・派遣労働者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

## 7 売上（収入）金額

商品等の販売額または役務の提供によって実現した売上高、営業利益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、会社以外の法人および法人でない団体の場合は経常収益としている。

## 8 事業活動

事業所の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によるが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいう。

## 9 収入を得た相手先別収入額

当該事業所で行っている「サービス関連産業事業の収入」または「医療、福祉事業の収入」について、その得た相手先別に売上（収入）金額を区分したものである。

- ・ 個人（一般消費者）  
一般消費者から得た収入をいう。
- ・ 民間  
公務以外の他企業との取引などによる収入をいう。国および地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）との取引などによる収入を含む。
- ・ 公務  
国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入をいう。
- ・ その他  
自社名義で取引を行った国際取引による収入および本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいう。

## 10 「飲食サービス業」の8時間換算雇用者数

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値をいう。

## 11 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数、受講生数

以下の各サービス業における平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の取扱件数、入場者数、利用者数、または平成27年12月31日現在の受講生数である。なお、同一人物が複数回利用・入場した場合は、それぞれを1人とするため、延べ人数となる。

- ・ 「冠婚葬祭業」の結婚式・披露宴および葬儀の年間取扱件数  
年間の結婚式・披露宴、葬儀取扱件数である。
- ・ 「映画館」の年間入場者数  
有料入場者数で、試写会等の無料上映のものおよび映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含まない。
- ・ 「興行場（別掲を除く）、興行団」の年間入場者数  
主催した興行の有料入場者数で、無料の入場者数および興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含まない。
- ・ 「スポーツ施設提供業」の年間施設利用者数  
有料利用者数で、団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数となる。

- ・ 「学習塾」の受講生数（在籍者数）  
平成27年12月31日現在で、在籍（入会）している受講生数で、冬季特別コースのみを受講している受講生も含める。
- ・ 「教養・技能教授業」の受講生数（会員数）  
平成27年12月31日現在で、会員となっている受講生である。

## 12 「医療、福祉」の事業区分別収入

- ・ 医業収入  
医師または歯科医師等が患者に対して医療または医療類似行為を行う事業およびこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入である。
- ・ 介護事業収入  
介護福祉施設（特別養護老人ホーム）サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、居宅サービス、居宅介護支援、地域密着型サービスを提供する事業に係る収入である。
- ・ 社会保険事業収入  
公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業に係る収入である。
- ・ 保健衛生事業収入  
健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業に係る収入である。
- ・ 社会福祉事業収入  
児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業（ただし、介護事業に該当するものを除く。）に係る収入である。